

練馬区保護司会の紹介

犯罪や非行をした人の立ち直りを
社会の中で見守り、地域のチカラで支えていく。

それが「更生保護」です。

- ★ 社会の中で必要な支援を受けられず、再び犯罪や非行を重ねてしまう人たちがいます。犯罪や非行からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。



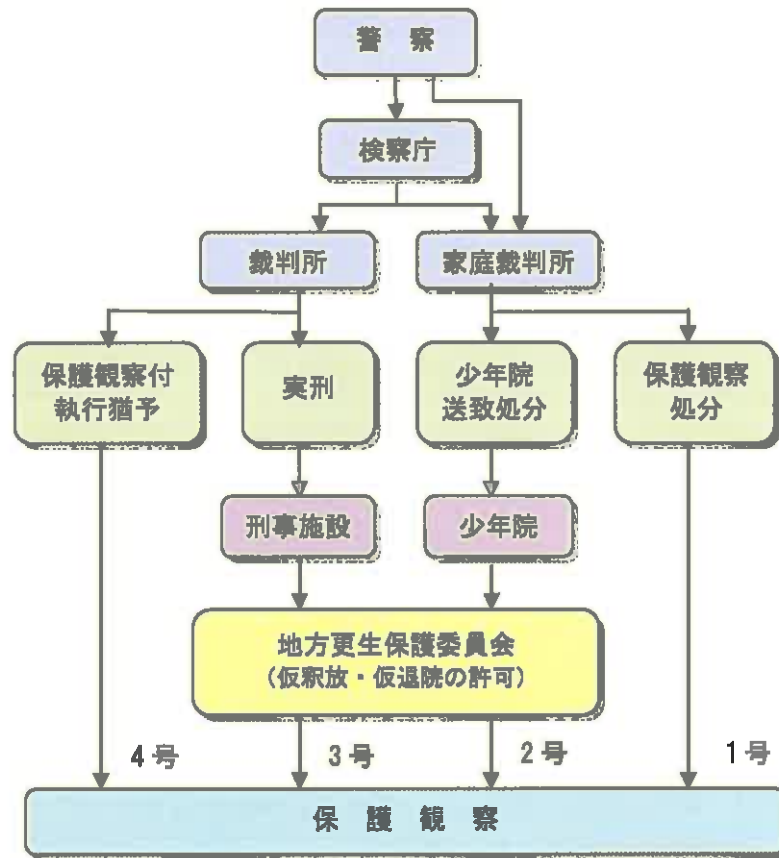
- ★ 練馬区でも保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主といった立ち直りを支える「地域のチカラ」が連携して活動しています。
- ★ 「保護司」は法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員という身分で、いわば、給与が支給されない民間のボランティアということになります。保護司は全国に約5万人配置されています。
具体的な活動としては、①保護観察を受けている人（保護観察対象者）と月に2回面接を行ない、指導や助言をすること、②刑務所や少年院にいる人が施設を出た後に帰る場所の生活環境を調整すること等です。
- ★ 主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される「保護司会」が全国に約900組織されています。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等を行っています。

保護観察の流れ

犯罪や非行に陥った場合、その人の更生保護を行うため、下の図のような流れで処遇が行われます。

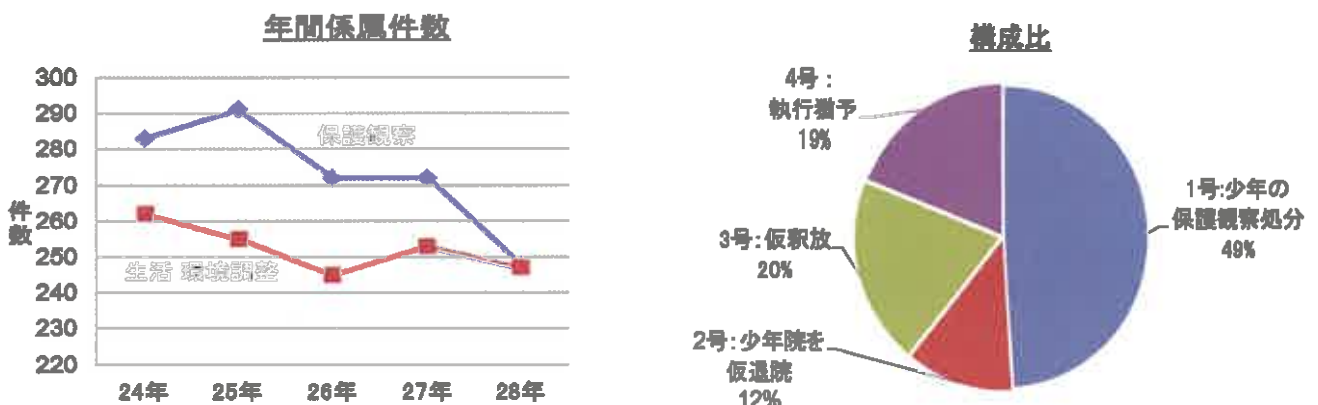
処遇は刑事施設や少年院のような施設に收容される場合と、保護観察として、通常の生活をしながらの社会内処遇があります。

また、施設に收容された場合でも、定められた期間を経ず、仮釈放や仮退院として社会内処遇の保護観察が行われることがあります。



練馬区の保護観察の状況

練馬区の保護観察及び生活環境調整の年間係属件数（前年繰越しに年間の開始人員を加えた数）の推移、平成28年の保護観察の号種別構成比を下の図に示します。



社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月がこの強調月間です。フェスティバルやつどいが開催されています。

フェスティバル

平成つつじ公園で23の推進団体のメンバーとともに開催し、仮設ステージでのアトラクション、出展テントでの展示やバザー等、楽しいイベントでいっぱいです。



社会を明るくする運動 PR



輪投げゲーム



中学生の吹奏楽

つどい

練馬文化センターで練馬区長はじめ関係団体が出席しての式典、小中学生による「社会を明るくする運動作文コンテスト」入賞作品の朗読、講演やアトラクションが行われます。



式典



入賞作品の朗読



講演

保護司会活動

ふれあいのある明るい地域づくり、環境づくりを目指して、地域集会・ミニ集会を開催しています。また、学校との連携を強化するため、小中学校が開催するセーフティ教室に参加しています。

練馬区保護司会では、毎年1月に顕彰式・新年交歓会、5月に定時総会、年3回の定例研修と秋の施設訪問・一泊研修等を行い、保護司のスキルアップと会の運営の円滑化を図っています。



地域集会



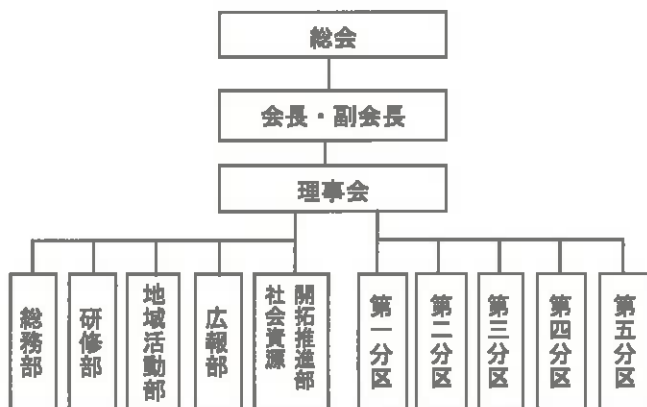
定時総会



施設訪問研修

練馬区保護司会の組織

練馬区保護司会は、会長・副会長、理事会と5つの部、5つの分区で構成されており、下の組織図のようになっています。

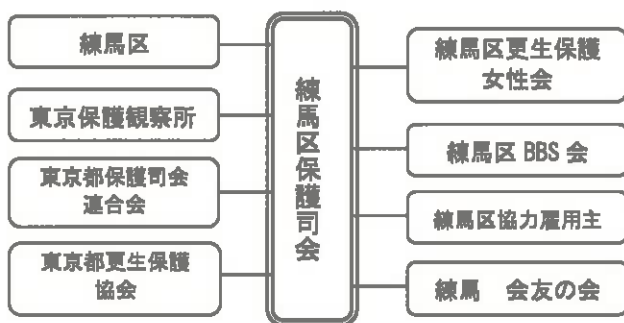


部は、総務部、研修部、地域活動部、広報部、社会資源開拓推進部の5部で構成されています。

分区は、練馬区を5つの地区に分割し、第1分区～第5分区に編成されています。

外部の組織・団体との連携

練馬区保護司会は外部の機関・団体と連携して活動しており、その関係を下の図に示します。



詳しくお知りになりたい方は、練馬区保護司会ホームページをご覧ください。

<https://nerimaku-hogosikai.jimdo.com/>



練馬区保護司会事務局・
更生保護サポートセンター
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 5-27-2
練馬区職員研修所 1F ☎ 03-6914-5578

18JA05K

保護司候補者推薦のお願い

平成11年の「保護司法」の改正により、保護司の定年制が施行され、保護司となる人の数が減少してきています。練馬区の保護司の定員は146名ですが充足率は約60%で、更生保護活動に支障が出てきます。皆様方の周りにいらっしゃる保護司適任者をぜひご推薦ください。

保護司になるには、特別な資格は必要ありませんが、次のような条件を具備する必要があります。

- ①社会的信望を有すること。
- ②熱意及び時間的余裕を有すること。
- ③生活が安定していること。
- ④健康で活動力を有すること。

原則 66歳以下の年齢（最初の委嘱時）、任期は2年で75歳まで再任可。

協力雇用主を募集しています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の雇用主の方々です。

無職者の再犯率は有職者の約4倍です。再犯や再非行を防止するには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

現在、練馬区には約30社の協力雇用主が登録されていますが、実際に雇用に結び付いている件数は少なく、様々な業種の雇用主の登録をお願いします。

